

鶴岡市観光財源検討委員会設置要綱

令和8年8月1日

(設置)

第1条 本市の観光振興に関する施策の持続的な推進に係る財源の在り方を検討するため、鶴岡市観光財源検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討し、市長に提言する。

- (1) 観光振興のための宿泊税をはじめとする財源に関すること。
- (2) 前号の財源に係る制度の内容に関すること。
- (3) 財源の使途に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、本市の観光振興に関する施策の持続的な推進に係る財源の在り方に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員11人以内で組織する。

- 2 委員は、別表第1に掲げる団体等が推薦する者又は市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和9年3月31日までとする。ただし、特段の理由がある場合は、期間を定めて延長することができる。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 4 会議は公開とする。ただし、委員の過半数の同意により非公開とすることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、別表第2に掲げる課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年8月1日から施行する。

(会議招集の特例)

2 この要綱の施行後最初に開かれる委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

別表第1 (第3条関係)

学識経験者
DEGAM 鶴岡ツーリズムビューロー
山形県旅館ホテル生活衛生同業組合
鶴岡旅館組合
湯野浜温泉観光協会
あつみ観光協会
湯田川温泉観光協会
由良温泉観光協会
羽黒町観光協会
鶴岡商工会議所
出羽商工会

別表第2 (第8条関係)

商工観光部観光物産課	委員会の運営全般に関すること。
総務部課税課	新たな財源の賦課に関すること。
羽黒庁舎産業建設課	羽黒町観光協会との調整に関すること。
温海庁舎産業建設課	あつみ観光協会との調整に関すること。